

**指定（特定）地球温暖化対策事業所が
指定相当地球温暖化対策事業所になる場合の要件該当確認について**

本制度では、第2計画期間以降において、中小企業等が二分の一以上所有する大規模事業所は指定相当地球温暖化対策事業所として削減義務の対象外としています（ただし、地球温暖化対策計画書の作成及び提出は必要です。）。つきましては、貴事業所における前年度末の事業所の所有状況を、以下のSTEPに沿って御確認ください。

STEP1 中小企業等の確認

次のいずれかに一つでも該当する場合は裏面の「STEP2」へ

- ☐ 個人の所有者が存在する。
- ☐ 次の表1に該当する組合等の所有者が存在する。

【表1】

組合等の種類	根拠法令
協業組合、商工組合、商工組合連合会	中小企業団体の組織に関する法律
事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合	中小企業等協同組合法
商店街振興組合、商店街振興組合連合会	商店街振興組合法
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

- ☐ 中小企業者の所有者が存在する。

※中小企業者については、「参考 中小企業者の確認について」も御参照ください。

- ・中小企業者とは、業種分類ごとに資本金・従業員数のいずれかが次の表2に該当する事業を営む会社及び個人である。

【表2】

業種分類	資本金又は 出資総額	常時使用従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

【注意】国や地方公共団体、医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社などは、中小企業者には含まれません。

一つも該当しない場合は、指定相当地球温暖化対策事業所とはなりません。
(従来の指定地球温暖化対策事業所として制度への御協力をお願いいたします。)

STEP2 二分の一以上所有の確認

次に該当する場合は「STEP3」へ

□ 個人、組合等、中小企業が合わせて二分の一以上所有している。

・・・ 二分の一所有の判断 ・・・

- ✓ 中小企業等が所有する部分のエネルギー使用量が購買伝票等又は特定計量器による計測で把握されている場合は、当該部分の当該年度の原油換算エネルギー使用量が事業所全体の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上か否かにより判断する。

※特定計量器以外の計量器による計量がされている場合、保守的な算定を適用せず、建物等の所有割合を判断に用いる。

- ✓ 中小企業等が所有する部分のエネルギー使用量が購買伝票等又は特定計量器による計測で把握されていない場合は、当該年度の中小企業等の建物等の所有割合で二分の一以上を判断する。

※年度途中で所有者の変更があった部分については、原則として変更のあった部分の中小企業等が所有した期間に応じて按分して所有割合を求める。

STEP3 相談窓口へ連絡

STEP1及び2に該当する可能性がある場合は、相談窓口にご連絡ください。

【総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口】

Tel : 03-5388-3438

メール : ondanka31@ml.metro.tokyo.jp

※指定（特定）地球温暖化対策事業所が指定相当地球温暖化対策事業所の要件に該当した場合、「**指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書**」を提出していただきます。様式を相談窓口からお送りしますので、御連絡ください。

※その他御不明な点はお気軽にお問い合わせください。

参考 該当した場合の手続の流れ

前年度末

「中小企業等が二分の一以上所有」 に該当

要件確認と同時に
現在の事業所の指定を
取り消す手続を行います。

今年度の9月末日

◎「指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書」※

※添付する「特定温室効果ガス排出量算定報告書」は、削減義務期間の終了年度を「中小企業等が二分の一以上所有に該当した年度の前年度まで」とした場合は、検証は不要。削減義務期間の終了年度を「中小企業等が二分の一以上所有に該当した年度まで」又は「当該削減計画期間の終了年度まで」とした場合は、検証が必要。

◎「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」

を都へ提出

・・・ 添付する根拠書類の例 ・・・

- ✓ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ✓ 会社概要、パンフレット等
- ✓ 建物の登記事項証明書
- ✓ エネルギー使用量を証する書類

※「当該削減計画期間の終了年度まで」を選択した場合は、これ以降の提出書類等が異なりますので御注意ください。

東京都： ✓ 指定相当の該当確認
✓ 事業所の指定の取消し

今年度の11月末日
又は該当通知日か
ら90日以内との
いずれか遅い日

◎「指定相当地球温暖化対策計画書提出書」（検証は不要） を都へ提出

以降
毎年度11月末日

- ◎「指定相当地球温暖化対策計画書提出書」（検証は不要）
を都へ提出
- ◎「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」
を都へ提出

参考 中小企業者の確認について

STEP1の表2に該当する中小企業者であっても、次の項目に一つでも該当する場合は削減義務の対象外となりません。

該当有無	削減義務対象外にならない条件	確認内容・方法
該当有 ☐ 該当無 ☐	① 大企業（中小企業者以外の会社）を子会社に持つ（特定中小企業である）	事業報告書等により確認する。
該当有 ☐ 該当無 ☐	② 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している	株主名簿や事業報告書等により確認する。
該当有 ☐ 該当無 ☐	③ 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している	株主名簿や事業報告書等により確認する。
該当有 ☐ 該当無 ☐	④ 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、役員総数の二分の一以上を兼務している	社内で保有する役員履歴や役員選任時の株主総会の議事録・資料等により確認する。
該当有 ☐ 該当無 ☐	⑤ ①から④までに該当する中小企業、国や地方公共団体、会社法以外の法律により設立された法人（医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社等）などが経営を実質的に支配している	株主名簿や事業報告書等により確認する。